

16 技能労務職員等の給与の見直しに向けた取組方針

(1) 現状

① 主な職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータは、「2 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (1)②技能労務職」に掲載しています。

② 主な職種ごとの経験年数別の人数・平均給料のデータ(令和5年4月1日現在)

職 種 経験年数	清掃職員		校務員	
	平均給料	人数	平均給料	人数
5年未満	*	*	-	0
5～10年未満	227,400	13	*	*
10～15年未満	259,700	23	250,200	8
15～20年未満	296,400	20	301,600	3
20～25年未満	357,800	19	347,000	6
25～30年未満	368,300	29	361,400	8
30～35年未満	385,000	35	371,500	3
35年以上	313,100	52	*	*

※会計年度任用職員は含まれていません。

※個人情報保護の観点から、対象となる人数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「*(アスタリスク)」としています。

③ その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)

給料表は、行政職給料表(1)に準じた技能労務職給料表を適用しています。また、特殊勤務手当は、「4 職員の手当の状況 (4)特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)」中の非常呼出手当、現場作業手当、夏期清掃等手当、特定期間手当を適用しています。

昇給基準は、毎年1月1日に勤務成績に応じ4号給(56歳以上の職員にあつては2号給)を標準として昇給させています。

(2) 基本的な考え方

これまで国家公務員の給与構造改革に準じた給与水準の見直し等に取り組んでまいりましたが、技能労務職員等の給与が民間事業の従業者に比べ高い水準となっている状況を考慮しつつ、国家公務員の水準や府内各市の動向を踏まえ、さらなる適正化に向けた取り組みを推進していきます。

(3) 具体的な取組内容

給料表は、国家公務員の水準や府内各市の動向を踏まえ、検討していく予定です。また、昇給・昇格制度については、年功的な給与上昇の抑制や勤務実績の給与への反映に取り組みます。

(4) その他(外部委託等の推進について)

行政サービスの実施主体について、効果性・効率性の向上が図られるものは、行政責任を確保した上で外部委託化等に取り組んできました。

今後も引き続き、より効果的で効率的な行政運営をめざすため、必要な見直しを行ってまいります。